

京都市深草東寺大山地区土地区画整理組合の設立のため、土地区画整理法第14条第1項に規定する認可の申請がありましたので、土地区画整理法第20条第1項の規定により事業計画を公衆の縦覧に供し、同法施行令第3条の規定により次のとおり公告します。

なお、当該事業計画について意見のある利害関係者は、平成31年1月24日から平成31年2月20日までの間、意見書を提出することができます。

平成31年1月23日

京都市長 門川 大作

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 縦 覧 期 間 | 平成31年1月24日から同年2月6日まで<br>(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を含む。)              |
| 2 縦 覧 時 間 | 午前8時45分から午後5時30分まで   |
| 3 縦 覧 場 所 | 京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435<br>京都御池第一生命ビル3階<br>京都市建設局都市整備部市街地整備課 |

(建設局都市整備部市街地整備課)